

株式会社レノバ「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和5年11月28日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業  
計画段階環境配慮書」について、株式会社レノバに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県由利本荘市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大106,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年 9月 7日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和5年11月21日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和5年11月28日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社レノバ「(仮称)由利本荘岩城風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造及び配置(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)、その他最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を取る等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等について河川及び沢筋からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、サシバ等の希少猛禽類の生息が確認されており、風力発電設備へ

の衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、森林鳥獣生息地として指定されている県指定道川鳥獣保護区が存在しており、サシバ、ノスリ等の猛禽類、ガン類、ハクチョウ類等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査(植生調査)で特定植物群落に選定された二古のヤブツバキ群落等に加え、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。